

## 第34回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月27日(月)午後4時00分から午後4時30分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(16人)

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山眞士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	浦島卓
事務局主任	瀬能実紀
事務局主任	作山温史
- 6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第5	報告第2号 農地法第18条の6の規定による通知について
日程第6	議案第1号 当別町農業委員会事務局職員の任免について
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件  
廃止について
- 日程第11 議案第6号 当別町個人情報保護条例の施行に関する当別町農業委  
員会規程の廃止について
- 日程第12 議案第7号 当別町農業委員会の所管に係る当別町個人情報の保護  
に関する法律等施行規則の制定について
- 日程第13 議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

## 7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第34回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、6番 森本委員 7番 山田委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局より報告をお願いします。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 3月9日、第18回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都で行われ、狩野委員が出席しました。この後狩野委員から報告があります。3月15日、北海道農業会議第94回総会が札幌で開催され、秋吉会長が出席、その前段に令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員永年勤続者表彰式が行われ、石田委員が出席し、永年勤続者表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。3月17日北海道農業者年金協議会理事会が札幌で開催され、秋吉会長が出席しました。3月23日、第56回当別町農業経営近代化協会定期総会が開催され、秋吉会長が出席しました。以上です。

議長	<p>日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」ご説明します。</p> <p>今回、通知がありましたのは、番号1から3番までの3件です。</p> <p>この3件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。</p> <p>届出地の図面につきましては、議案資料1ページの報告第1号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。</p> <p>今回、通知がありましたのは、番号1、2番の2件です。</p> <p>この2件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。届出地の図面につきましては、議案資料4ページからの報告第2号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>

議長	異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第1号「当別町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号「当別町農業委員会事務局職員の任免について」ご説明します。 今回、令和5年4月1日付けで農業委員会事務局職員の任免を行うためご審議いただくものであります。 (事務局説明)
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。 本総会終了後に新職員からご挨拶をいただくことといたします。
議長	日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。 今回申請がありましたのは番号1番から6番までの6件です。番号1番から6番は、経営規模拡大のため所有権の移転をするものです。 この6件について、議案資料議案第1号関係として、6ページからの「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの考えます。 図面につきましては、議案資料7ページ以降をご高覧ください。以上です。
議長	1番から3番につきましては、新規就農に係る協議会、法人の農地取得に係る協議会を開催しましたので、担当委員より報告を求めま

<p>石田委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>す。</p> <p>番号1番の新規就農に係る協議結果についてご報告いたします。 令和5年2月15日に協議会を開催しました。この件については議案資料の6ページになりますが、〇〇氏が新規就農で酪農を行いたいということで、営農計画書と本人からのヒアリングを行い、協議をした結果、新規就農者として認め、農地法第3条の許可申請については、適当であると意見を集約しましたので報告いたします。 番号2番、3番の法人の農地取得に係る協議会の協議結果についてご報告いたします。 令和5年3月23日に協議会を開催しました。この件については議案資料の8ページからになりますが、〇〇が農地法第3条による農地の取得を予定していることについて、不許可要件に該当しないか協議を行いました。 事務局から申請内容の説明と〇〇関係者のヒアリングを行って内容を協議した結果、農地法第3条の許可申請については、適当であると意見を集約しましたので報告いたします。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。 番号1番については、譲受人が申請地に店舗を建設するため、農地転用の許可を得ようとするものです。 許可の基準となる農地区分ですが、都市計画区域の用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。 第3種農地の転用については原則許可であり、一般基準の各要件も満たしていることから、問題ないと考えます。</p>

	<p>なお、本件は北海道農業会議への諮問が必要となる転用面積3,000㎡を超えているため、北海道農業会議へ意見を伺い、当委員会と意見が一致した場合は、その回答の日をもって許可をし、直近の総会で報告をさせていただきます。</p> <p>議案資料18ページからの議案第3号関係「農地法第5条調査書」及び図面をご高覧ください。以上です</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、先に農地転用審査特別委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。</p>
岸本委員長	<p>農地転用審査特別委員会の開催結果について、ご報告申し上げます。申請者から転用事業の説明を受け、内容を審査した結果、農地法第5条の規定による許可申請は適当であるとの意見を集約いたしましたので報告いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番から3番の3件、利用権の設定をするものが4番から15番までの12件です。</p> <p>これら15件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料21ページからの議案第4号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p>

	休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号15番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。 番号1番から14番までの質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番から14番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号1番から14番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。  休憩（泉委員退席）
議長	再開します 次に番号15番について、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号15番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号15番は原案のとおり決定しました。 休憩します。  休憩（泉委員復席）
議長	再開します
議長	日程第10、議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件廃止について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件廃止について」ご説明します。</p> <p>これまで、東裏、蕨岱、川下、当別太を除く区域は、農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地の発生を未然に防止するため、新規就農希望者が参入しやすいよう、30アールの別段面積を設定していますが、農地法が令和5年4月1日に改正され、農地法第3条第2項第5号に規定する面積の要件がなくなることから、別段面積の設定を廃止するものであります。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第11、議案第6号「当別町個人情報保護条例の施行に関する当別町農業委員会規程の廃止について」議案第7号、「当別町農業委員会の所管に係る当別町個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」は関連がありますので一括として議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号「当別町個人情報保護条例の施行に関する当別町農業委員会規程の廃止について」議案第7号、「当別町農業委員会の所管に係る当別町個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」ご説明します。</p> <p>令和5年4月1日施行されます「個人情報保護法の一部改正」により、これまで各地方公共団体が定める条例等で運用されていた個人情報保護制度は、改正後に全国的な統一ルールで運用されることとなります。これにより町でも、所要の改正を行うことから、農業委員会も、あわせて現行の規程の廃止と規則の制定を行うものであります。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第6号、議案第7号について、原案のとおり</p>



	<p>決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第6号、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>議案第8号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」ご説明します。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第34回当別町農業委員会総会を閉会します。</p>